

令和3年（行ケ）第23号裁決取消請求事件

原 告 山口あずさ 外38名

被 告 東京都選挙管理委員会

答 弁 書

令和3年9月14日

東京高等裁判所第4民事部口係 御中

〒104-0061 東京都中央区銀座八丁目14番14号

銀座昭和通りビル9階

今井法律事務所

電話番号 03(6278)7481

FAX番号 03(6278)7482

被告訴訟代理人

弁 護 士 今 井 克 海



同訴訟復代理人

弁 護 士 西 村 龍 一



〒163-8001 東京都新宿区西新宿二丁目8番1号

東京都選挙管理委員会事務局

(送達場所)

電話番号 03(5320)6912

FAX番号 03(5388)1860

被告指定代理人 佐藤 竜 太

同 広 木 明裕美

同 中 野 久 範

## 目次

第1 請求の趣旨に対する答弁.....	2
第2 請求の原因に対する認否.....	3
第3 被告の主張.....	10
1 選挙が無効とされる場合について.....	10
2 本件選挙が適正かつ適切に管理執行されたこと.....	10
3 本件選挙を無効とすべき理由がないこと.....	11
4 本件確認団体に公選法上の取締規定違反は認められないこと.....	13
5 本件法定ビラ2号に関する市選管及び被告の対応は適正かつ適切であること.....	17
6 選挙人全般の自由な判断が阻害されたとは認められないこと.....	18
7 本件裁決が適法なものであること.....	21
第4 結論.....	22

### 第1 請求の趣旨に対する答弁

- 1 原告らの請求をいずれも棄却する。
- 2 訴訟費用は原告らの負担とする。  
との判決を求める。

## 第2 請求の原因に対する認否

1 (1) ア 請求の原因第1・1 (1)は、令和3年2月7日執行の西東京市長選挙（以下「本件選挙」という。）における、告示日、開票日並びに池沢たかし候補（以下「池沢候補」という。）及び平井竜一候補（以下「平井候補」という。）を含む3名の候補者が立候補したことは認める。

イ 同(2)は、池沢候補が本件選挙以前において、西東京市副市長であったことは認め、前副市長との呼称が選挙人に対し池沢候補を類推させることは、公職選挙法（以下「公選法」という。）201条の6・2項規定の「当該選挙区（中略）の特定の候補者の（中略）氏名が類推されるような事項」（以下「氏名類推事項」という。）に該当する趣旨であれば否認する。この記載は、前副市長とあくまで一般的な役職を記載したものにすぎず、氏名類推事項とまでは認められない。

ウ 同(3)は、平井候補が本件選挙以前において、逗子市長であったことは認め、逗子との地名の使用が選挙人に対し平井候補を類推させることは、氏名類推事項に該当する趣旨であれば否認する。逗子とは、神奈川県所在の一つの市の名称であり、これ自体は一般的な地名であるから、氏名類推事項とは認められない。

エ 同(4)は、本件選挙において、池沢候補の確認団体（公選法201条の9・3項に基づき、池沢候補を支援候補者として、市選管に対して申請を行い、確認書の交付を受けた政治団体）であった「明日の西東京を創る会」（以下「本件確認団体」という。）が、法定ビラ第1号（甲9号証。以下「本件法定ビラ1号」という。）及び法定ビラ第2号（甲10号証。以下「本件法定ビラ2号」という。）を作成したことは認める。

オ 同(5)は、本件確認団体が本件法定ビラ1号及び2号を本件選挙の管理執行を行った西東京市選挙管理委員会（以下「市選管」という。）に届出したこと及び本件法定ビラ2号が令和3年2月6日に新聞に折り込み配布

されたことは認め、各戸配布の態様等その余は不知。

カ 同(6)は、本件選挙における各候補者の得票総数、池沢候補と平井候補との得票総数の差が1514票差であり、池沢候補が本件選挙の当選人と決定したこと、1514票が本件選挙の有効投票7万340票の約2.15%であること及び本件選挙における有権者総数16万8858人に対して約0.9%であることは認め、これらの割合が僅差であるとの原告らの主観は不知。

2(1) 同2・1段落目及び2段落目(「本件確認団体」から「記載されていた。」との部分)は、本件法定ビラ1号及び2号に原告らが引用する記載がなされていること、本件法定ビラ1号は適法と認められる旨並びに本件法定ビラ2号は、神奈川新聞等7つの記事を引用した記載があることは認め、原告らが推測する、本件法定ビラ2号作成に係る本件確認団体の意図は不知。

(2) 同3段落目から6頁1段落目(「また、裏面に引用」から「事実をゆがめている。」との部分)は、本件法定ビラ2号において、原告が指摘する甲2号証ないし8号証の各記事から引用がなされている部分があることは認め、その余の事実をゆがめた等の原告らによる評価は、これらの引用が公選法235条2項規定の「事実をゆがめて公にした」等同項の要件に該当する旨の主張であればいずれも争う。

本件法定ビラ2号は、実際に発行ないし公開された新聞等の具体的記事の記載につき引用しているものであるが、引用した文中で原典に記載があるものの、本件法定ビラ2号に記載がない部分については「(中略)」と省略していることを明記していることや、出典元を明記しており、原典を確認することも可能であることからすれば、原告らが主張するように、事実をゆがめて公にしたと合理的に評価できないものというべきである。

(3) 同6頁2段落目以降(「(8) これらの引用」から「断ぜざるをえない。」との部分)は、著作権法12条で編集著作物の規定があり、原告引用

部分を含む裁判例（東京高裁平成10年2月12日判決・判時1645号129頁）が存在すること、本件法定ビラ2号が令和3年2月4日に市選管に届出があったこと及びそれ以降新聞折り込みがなされたことは認め、本件確認団体が公選法235条2項に違反する旨の主張はいずれも争い、その余の原告らの認識はいずれも不知。

なお、原告らは、本件法定ビラ2号に含まれる引用箇所が編集著作物として著作物性が認められると主張しているところ、その趣旨は必ずしも明らかではないが、仮に、原告らの主張するように、本件法定ビラ2号に係る著作物性が認められるとして、本件選挙の無効原因になる等の関係が認められるものではないというべきである。

- 3 同3は、本件選挙につき、異議申出人が、令和3年2月22日に提起した選挙無効を求める旨の異議の申出（以下「本件異議の申出」という。）を行ったのに対し、市選管が令和3年3月30日付けで本件異議の申出を棄却する決定（以下「本件決定」という。）を行った経緯としていずれも認める。
- 4 同4は、本件決定に対し、審査申立人が、令和3年4月21日に本件決定の取消し及び本件選挙の効力を無効とする裁決を求める旨の審査の申立て（以下「本件審査の申立て」という。）を行ったこと並びに本件審査の申立てに対して被告が棄却する旨の裁決（乙1号証及び甲46号証。以下「本件裁決」という。）を行った経緯についてはいずれも認め、原告らが行った甲41号証に基づく提出書類閲覧等請求に対する被告の開示が不適切な対応であることは否認する。

被告は、公選法216条2項で準用する行政不服審査法38条1項において、審査庁は第三者の利益を害するおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があるときは交付を拒むことができる旨規定されている。そこで、被告は、公選法216条2項で準用する行政不服審査法38条2項による、本件確認団体への意見聴取も行った上で、第三者の個人情報につき、当該規定に基づき一部

不開示としたものであり、関係法令を踏まえ適正かつ適切な対応を行ったものである。なお、政治団体の代表者及び会計責任者の氏名については、個人情報であるものの、政治資金規正法7条の2・1項に基づき東京都公報により既に告示されていることから、公になっている情報であると解し、それらについては開示したものである。

- 5 同第2・1は、本件裁決第2・3(1)において、公選法205条1項の「選挙の規定に違反すること」について最判昭和61年2月18日を引用していること、同判例に①ないし③の判示部分が含まれることは認め、一義的に③の要件を検討しなければならないとの趣旨が必ずしも明らかではないが、①及び②より③を重視すべき旨の主張であれば争う。

③部分は、選挙人、候補者、選挙運動者等の選挙の取締りないし罰則規定違反の行為は「選挙の規定に違反すること」に該当しない旨の原則を示した②を受けて、「もっとも、かような違法行為でも…あるいは選挙を無効としなければならないことも考えられないではない。」と選挙の効力に影響する例外を規定したことは文言上明らかというべきである。

- 6 同2は、市選管及び被告に、本件法定ビラ2号の公選法235条2項違反を判断する実質的審査権がないこと及びその旨を本件決定ないし本件裁決に関する手続の中で回答したことがあること並びに本件異議の申出に係る甲26号証4頁において、原告らが憲法21条2項の検閲に言及した上で、市選管が本件法定ビラ2号の内容の審査を行えず、本件法定ビラ2号の発行を禁止しなかったことが適正な業務処理である旨の記載があることは認め、本件確認団体が本件法定ビラ2号を作成した目的は不知であるが、本件法定ビラ2号が公選法235条2項に違反する等その余はいずれも否認し、主張は争う。

公選法235条違反に係る捜査権限は司法警察職員及び検察官等の捜査機関が有するものであるから、被告が本件法定ビラ2号の内容の違法性につき、実質的に審査する権限を有しないことは明らかというべきである。なお、被告は、

原告らから、令和3年6月23日付けで、本件法定ビラ2号が公選法235条2項違反として、東京地検に告発状を提出した旨の情報提供は受けているが、その後の捜査の進捗状況等は把握していないところである。

7(1) 同3・1段落目（「被告は、裁決書」から「数なのである。」との部分）

は、本件確認団体が被告からの本件法定ビラ2号の印刷枚数等の照会に回答しなかったこと、被告が本件法定ビラ2号に係る新聞折り込みに関与した広告代理店に聴取したところ、配布枚数が3万7750枚との回答を得たこと及びこの旨本件裁決書第2・3(2)イ（乙1号証）に記載されていることは認め、令和3年2月1日現在の西東京市の全世帯数が10万213世帯であること、その内外国人世帯が3132世帯であること、全世帯数から外国人世帯数を引いた数が9万7081世帯であること、3万7750枚は、同世帯数9万7081の約38.89%であり、本件選挙の有効投票数7万340の約53.67%であり、選挙人総数16万8858の約22.36%であること及びポスティングの事実及び規模は具体的に明らかでないものの、被告が確認した3万7750枚にポスティングの枚数が含まれていないことも認め、その余は不知。

(2) 同2段落目（「しかるに、被告は」から「留意しなければならない。」との部分）は、本件選挙において、選挙人のうち具体的に何人が本件法定ビラ2号に接したことにより投票先を変更したかを確認することは不可能であること、その旨本件裁決書（乙1号証第2・3(2)イ）に記載されていること及び選挙人が様々な場面で情報を得て投票行動を決定するものであり、本件法定ビラ2号の情報のみによって投票行動を決定するとは合理的に認められないこと並びに高松高裁昭和56年8月10日判決・高民集34巻3号225頁に原告が引用する判示部分が存在することは認め、その余は不知。

なお、前記高松高裁裁判例は、効力が争われた選挙を管理執行した伊予三島市選挙管理委員会が、確認団体となり得ない団体を確認団体として認めた

ことが選挙の管理執行の手續に関する明文の規定に明らかに違反すると認定された事例である。本件選挙については、市選管が行った手續に公選法の規定違反は認められないことから、選挙の異動を及ぼす虞の判断にあたり、高松高裁の事例とはその前提事実を異にするものである。

- 8 同4は、刑事訴訟法239条2項に原告が引用する記載があることは認め、市選管及び被告が同項の告発義務に違反する旨の主張はいずれも争う。

既に主張したとおり、市選管及び被告は、捜査機関ではなく、本件法定ビラ2号が公選法235条2項に違反するか判断する権限を有しているものではない。しかし、本件法定ビラ2号の内容は、公刊された新聞等を出典及び省略箇所を明記した上で引用したものであるから、その記載から公選法235条2項に違反すると合理的に認められるものではない。そもそも、原告らによる告発義務の主張は本件選挙の無効原因と直接的な関係性がないものというべきであるが、本件の具体的事情において、市選管及び被告が刑訴法239条2項の告発義務に違反したとは認められないというべきである。

- 9(1) 同5・1段落目から5段落目（「原告らは」から「云わざるをえない。」との部分）は、本件裁決書において、文献（安田充・荒川敦編著（2009）『逐条解説公職選挙法（下）』ぎょうせい1531頁）を引用した箇所があること、同文献1835頁に原告が引用する記載があることは認め、被告が引用の際に文献の記載をゆがめていること及び本件法定ビラ1号及び2号の記載が氏名類推事項に該当する等その余はいずれも否認し、主張は争う。

なお、被告による引用は、同文献における例示部分につき、本件に直接参考となる具体例でなかったためにその部分を省略した上で言葉を補ったに過ぎず、事実をゆがめた等と評価されるべきものではない。

- (2) 同6段落目（「職権濫用による」から「言わざるを得ない。」との部分）は、被告の具体的な職員が、公選法226条に違反するとの趣旨であれば、いずれも否認し、主張は争う。



そもそも、原告らが主張するのは、本件選挙終了後の裁判時の事実であるが、本件選挙に関し被告職員が故意に職務の執行を怠った事実も、職権を濫用して選挙の自由を妨害した事実もない。

- (3) 同7段落目から8段落目（「加えて、被告は」から「はずなのである。」との部分）は、公選法1条に原告らが引用する規定があることは認め、被告及び市選管が選挙のやり直しをしない前提として議論を組み立てている旨の主張は否認し、その余の原告らの内心はいずれも不知。

被告及び市選管は、本件選挙の管理執行、本件決定及び本件裁判のいずれにおいても、公選法等関係法令の規定に従い、適正かつ適切に職務を遂行しているものである。

- (4) 同9段落目から10段落目（「ところで、自治省」から「求める原因である。」との部分）は、自治省（現総務省）要件事実例において、法定ビラ届出の際に特定の候補者の氏名（氏名類推事項を含む）があった場合においても、公選法の規定に違反する旨を伝えるものの届出を拒否することができないため、確認団体が提出の意思を撤回しない限りは届出を受理せざるを得ないとされていること（乙2号証）及びこのことにつき、本件裁判に係る令和3年7月14日の委員会で報告がなされたことは認め、市選管及び被告に公選法上違反を伝える義務があり、これを怠ったとの主張は争う。本件法定ビラ1号及び2号は、公選法上の氏名類推事項が記載されているとは合理的に認められないというべきであるし、仮に氏名類推事項を市選管や被告が確認した場合に、届出を行った確認団体に対してこの旨指摘すべきことを定めた明文の条文も存在しないから、市選管及び被告に原告らが主張する義務違反は認められない。

- 10 同第3まとめはいずれも否認し、主張は争う。

### 第3 被告の主張

#### 1 選挙が無効とされる場合について

選挙の効力を争う争訟において選挙が無効とされるのは、公選法205条1項の規定により、その選挙が「選挙の規定に違反すること」があり、かつ、その規定違反のために「選挙の結果に異動を及ぼす虞がある場合」に限られている。

この「選挙の規定に違反すること」とは、「主として選挙管理の任にある機関が選挙の管理執行の手續に関する明文の規定に違反すること、又は直接そのような明文の規定がなくとも、選挙の管理執行の手續上、選挙法の基本理念たる選挙の自由公正の原則が著しく阻害されることを指す。」（最高裁判所昭和27年12月4日判決・民集6巻11号1103頁、最高裁判所昭和61年2月18日判決・集民147号61頁）とされている。

また、「選挙の結果に異動を及ぼす虞がある場合」とは、「その選挙の管理執行手續きに関する規定違反がなかったならば、選挙の結果、すなわち候補者の当落に、現実が生じたところと異なった結果の生ずる可能性のある場合をいう。」（最高裁判所昭和29年9月24日判決・民集8巻9号1678頁、最高裁判所昭和51年9月30日判決・民集30巻8号839頁）とされている。

#### 2 本件選挙が適正かつ適切に管理執行されたこと

(1) 本件選挙は、法令の規定に従い適正に行われていることが明らかである（乙3号証・本件選挙選挙録）。

本件選挙の選挙録には、本件選挙の選挙会が、西東京市スポーツセンター地下1階第一体育室において、令和3年2月7日午後9時に開会され、同日午後10時55分に閉会され、選挙立会人として届出による者2名及び選挙長の選任したもの1名の計3名が立ち会ったこと、開票の結果として、投票総数が71,303票、有効投票が70,340票、無効投票が963票、無効投票率1.35%であり、当選人の池沢たかしが最多の得票総数34,2

99票を得たことや、平井竜一の得票総数が32,785票である等の記載がある。

- (2) 選挙録の記載をみれば、本件選挙が法の規定に従い適法かつ適正に執行されたことが明らかであって、選挙録の記載について、相互の不整合、不自然、不合理な点がないことも明らかである。また、この選挙録を前提にして、選挙長及び選挙立会人全員が選挙録の記載が真正であることを確認して署名したことは、客観的かつ合理的に認定できるというべきである。

したがって、本件選挙は法令の規定に従い適正に執行されており、判例が示す公選法205条1項の判断基準である、選挙の結果に異動を及ぼすような、管理執行手続に関する規定違反が認められないのも明らかであるから、同項が規定する選挙を無効とする原因は認められない。

### 3 本件選挙を無効とすべき理由がないこと

- (1) 本件選挙は、選挙管理の任にある市選管により、適正かつ適切に管理執行されたものであり、「管理執行の手続に関する明文の規定に違反すること」が認められないことはもちろん、「直接そのような明文の規定がなくとも、選挙の管理執行の手続上、選挙法の基本理念たる選挙の自由公正の原則が著しく阻害されること」に該当する具体的事実も認められないから、公選法205条1項の定める「選挙の規定に違反すること」が認められない。
- (2) 原告が本件訴訟において主に選挙無効原因として主張しているのは、本件確認団体が作成した本件法定ビラ2号につき、公選法235条2項に違反する旨及び本件法定ビラ2号の具体的記載が公選法201条の6・2項規定の氏名類推事項が記載されており、同項に違反していることの2点であると解される。
- (3) ア 本件法定ビラ2号は本件確認団体が作成及び配布等を行ったものである。この点につき、公選法205条1項の「選挙の規定に違反すること」との要件との関係で、判例は「選挙人、候補者、選挙運動者等の選挙の取

締りないし罰則規定違反の行為のごときは、これに当たるものではない。それは、かかる違法行為も多かれ少なかれ選挙の結果に影響する場合が多いであろうが、公選法はその違反者を処罰することによつてこれら規定事項の遵守を期待しているのであつて、その違法行為のために選挙を無効として再選挙を行うことを趣旨とするものではないと解されるからである。もつとも、かような違法行為でも、そのために選挙地域内の選挙人全般がその自由な判断による投票を妨げられたような特段の事態を生じた場合には、選挙の自由公正が失われたものとして、あるいは選挙を無効としなければならないことも考えられないではない。」（最高裁判所昭和61年2月18日判決・集民147号61頁。以下「本件判例」という。）と判示しているところである。

イ また、裁判例上も、この点に関し、「法第205条第1項にいわゆる選挙の規定に違反するとは、選挙の管理執行に関する規定に違反する場合のほか、たとえば官憲その他によるはなはだしい弾圧、干渉、妨害、または広範囲にわたる買収誘惑等のためとうてい選挙法の理念とする自由、公正な投票が期待しがたいような事由のある場合を指称するものであり、候補者、選挙運動者または選挙人等が選挙法の取締規定に違反した場合を含むものではない。」（大阪高裁昭和30年8月26日判決・高民集8巻7号427頁）とされているところである。

ウ したがって、仮に本件確認団体の行為について、原告らが主張するように、公選法上の取締規定ないし罰則規定に抵触するとしても、公選法はその違反者を処罰することによつてこれら規定事項の遵守を期待しているのであつて、その取締規定違反行為のために選挙を無効として再選挙を行うことを予定しているものではないと解され、選挙無効原因にならないといふべきである。

また、本件判例が指摘するように、例外的に当該違法行為が選挙地域内

の選挙人全般がその自由な判断による投票を妨げられたような特段の事態を生じた場合には、選挙の自由公正が失われたとして、公選法205条1項の「選挙の規定に違反した」との該当性を検討すべき場合もあるものである。しかし、選挙を無効とするとの効力の重大性からいって、この該当性の検討は、官憲その他によるはなはだしい弾圧、干渉、妨害、または広範囲にわたる買収誘惑等のためとうてい選挙法の理念とする自由、公正な投票が期待しがたいような事由のある場合等例外的な場合に限るのが相当というべきであり、本件選挙にそのような例外的な場合に該当する具体的事由が認められないことは明らかである。

- (4) また、以下に検討するとおり、そもそも、本件選挙に関しては、本件確認団体が公選法上の取締規定に違反しているものとは認められないものというべきである。

仮に本件確認団体に公選法上の取締規定に抵触するような行為が認められたとしても、例外的に当該行為が選挙地域内の選挙人全般がその自由な判断による投票を妨げられたような特段の事態を生じた場合とは合理的かつ客観的に認められず、選挙の自由公正が失われたものとは認められないというべきである。したがって、これについては、本件確認団体の行為に対して、捜査機関により公選法に抵触する事実が認められれば、刑事司法手続による処罰を行うことで対応すべきであり、本件選挙を無効とすべき原因はないというべきである。

#### 4 本件確認団体に公選法上の取締規定違反は認められないこと

- (1)ア 原告らは、本件法定ビラ2号について、事実をゆがめて公にしたものである等として、虚偽事項の公表罪（公選法235条2項）が成立すること及び氏名類推事項が含まれており、公選法201条の9・2項が準用する、同法201条の6・2項に違反する旨主張しているものと解される。

イ そもそも、本件法定ビラ2号は、公選法201条の9・1項6号に基づ

き、令和3年2月4日、本件確認団体から市選管に届出があったものである。

法定ビラの記載内容については、公選法上その表面に当該政党その他の政治団体の名称、選挙の種類及び法定ビラである旨を表示する記号を記載しなければならないとされている（公選法201条の11・5項）。しかし、その他公選法等の関係法令に、届出を受けた選挙管理委員会が氏名類推事項等法定ビラの内容につき審査したり、提出者に対して訂正を求める権限を定めた規定は存在しない。この点については、全国市区選挙管理委員会連合会（全国の市及び特別区の選挙管理委員会を会員として組織した団体）が発行する選挙時報において、公選法を所管する自治省（現総務省）の見解として、具体的な選挙において、選挙管理委員会はビラの記載内容について審査する権限はなく、内容の如何によって受付を拒否することもできないもの（乙4号証選挙時報40頁下段解説欄）と明記されておりである。

したがって、本件選挙における市選管及び被告の対応も、公選法を所管する総務省の解釈に従ったものであり、適正かつ適切なものと認められることは明らかというべきである。

ウ 以上のとおり、捜査機関が違反の有無を判断すべき公選法235条2項違反も、選挙管理委員会が記載内容を審査することが公選法上予定されていない氏名類推事項のいずれについても、市選管及び被告に実質的な審査権はないものである。もっとも、以下のとおり、原告らが主張する公選法違反の事実はいずれも認められないというべきである。

(2)ア 公選法235条2項後段にいう、「事実をゆがめ」とは、「客観的にみて、虚偽の事実に至らないけれども、ある事実について、その一部を隠したり、逆に虚偽の事実を付加したり、あるいは、粉飾、誇張、潤色したりなどして、選挙民の公正な判断を誤らせる程度に、全体として、

真実とはいえない事実を表現することをいう。」（東京高裁昭和51年8月6日判決・高刑集29巻3号456頁）ものというべきである。

そうすると、本件法定ビラ2号の記載内容は、一部は赤字にして本件確認団体が引用しているものの、内容としては実際に発行ないし公開された新聞等の具体的記事の記載を一部省略の上、記事の具体的文言を変更することなく引用しているものである。また、原典に記載があるものの、本件法定ビラ2号へと引用された文中に記載がない部分については「(中略)」と記載し、省略していることを明記していることや、出典元を明記しており、原典を確認することも可能であるものである。したがって、本件法定ビラ2号の記載内容はいずれも、ある事実の一部を隠したとも虚偽の事実を付加した等と認められないものであり、選挙民の公正な判断を誤らせる程度に、全体として、真実とはいえない事実を表現したものとは合理的に認められないというべきである。

イ また、本件確認団体が本件法定ビラ2号を作成した意図は、被告においては不明であるが、公選法235条2項の罪の成立を認めるためには、行為者が行為当時において、公表事項が虚偽の事項であることを認識していたことを要するものとされている（最高裁昭和38年12月18日判決・刑集17巻12号2474頁、東京高裁昭和51年8月6日判決・高刑集29巻3号456頁）。

しかし、アで検討したとおり、本件法定ビラ2号の記載内容が公選法235条2項の規定する虚偽の事項に該当しないことは明らかであるから、当然行為者が行為当時、公表事項が虚偽の事項であることを認識していたことも認められない。

ウ したがって、本件確認団体が本件法定ビラ2号を作成の上配布等した行為につき、公選法235条2項規定の虚偽事項の公表罪が成立するものとは認められないというべきである。

(3)ア 公選法201条の6・2項規定の氏名類推事項については、氏又は名、職名、通称あるいは何某後援会等、周囲の状況から客観的にその氏名が類推されるような事項と解せられるが、具体的認定は個々の事実に即して行うよりほかない（安田充・荒川敦編著（2009）『逐条解説公職選挙法（下）』ぎょうせい1531頁）ものというべきである。

そして、確認団体が公表する内容については、政治活動の自由（憲法21条1項）の保障が及ぶものであり、その制限は極めて謙抑的に行うべきものであるし、その内容の当否については選挙人の判断に委ねられるべきことが前提というべきである。

したがって、法定ビラの具体的記載内容に係る、公選法上の氏名類推事項の解釈も、政治活動の自由の保障との関係から、憲法及び公選法の見地から規制に対して謙抑的に行う必要があるものであり、本件裁決が認定するとおり（乙1号証7頁）、一般的には候補者の氏名が直接含まれていることを要するものというべきである。

イ 本件法定ビラ1号及び2号についてみるなら、いずれも池沢候補及び平井候補の氏名ないしその一部も含まれているものではない。また、本件法定ビラ1号の記載も、単に「前副市長」と役職名が記載されているものである他、本件法定ビラ2号の記載も「逗子」と単なる一般的な地名に留まっているものである。

また、これらの記載から池沢候補及び平井候補の氏名を類推するためには、少なくとも前提として池沢候補が前西東京市副市長であったこと、平井候補が元逗子市長であり、「逗子」との地名と関連性を有することを予め知っている必要があるものである。

もっとも、本件選挙の選挙人がどの程度この前提を認識していたかは明らかではなく、これらの記載が周囲の状況から客観的にその氏名が類推されるような事項とまでは客観的合理的に認められないものというべきであ



る。

ウ したがって、本件法定ビラ1号及び2号に氏名類推事項が含まれているものとは認められず、公選法201条の9・2項が準用する同法201条の6・2項違反は認められないというべきである。

- 5 本件法定ビラ2号に関する市選管及び被告の対応は適正かつ適切であること
- (1) 原告らは、本件法定ビラ2号の内容に対し、市選管及び被告が、事前の助言ないし事後的な対応を行わなかったことが違法である等主張する。しかし、本件法定ビラ2号に関しては、政治活動の自由（憲法21条1項）の保障が及ぶものであるから、選挙を管理執行する市選管及び被告として、具体的な表現内容に対する対応を行うべき場合は極めて限定されるものというべきである。
  - (2) 選挙委員会の選挙に対する関与については、選挙公報の候補者の学歴の記載に虚偽の部分があったとしても、それが候補者の提出した掲載文をそのまま掲載したものであるときは、当該選挙公報の発行は、公選法205条1項にいう選挙の規定違反に当たらない旨判断した本件判例においても、公選法等関係法令上「候補者から提出された掲載文をそのまま選挙公報に掲載すべきものとしているのは、選挙管理委員会において候補者の経歴、政見等の内容を審査検討して掲載の許否を決しうるものとするときは、候補者の経歴、政見等の発表の自由を侵害し又は侵害するおそれがあり、候補者の選挙活動に対し不当な制限、干渉を加える結果となりかねないばかりでなく、ひいては選挙の自由公正を害するに至るべき危険が存するため、選挙管理委員会の介入を禁止しているのである。したがって、候補者の提出した掲載文の内容に虚偽の点が存したとしても、その内容自体が甚だしく公序良俗に反することが客観的に明白であり、これを公表することが条理上許されないものと解すべき特段の場合は格別、選挙管理委員会としては、候補者に対し任意の訂正を勧告することはともかくとして、自らこれを訂正すべき権限も義務も有

しないものといわざるをえない。」（最高裁判所昭和61年2月18日判決・集民147号61頁）と判示されているところである。

(3)ア 本件法定ビラ2号に関し、市選管及び被告に対してその内容を審査ないし訂正等の権限を認める規定は、公選法等関係法令には定めがないものである。何ら権限がないにもかかわらず、選挙管理委員会が法定ビラの内容に対し実質的に審査を行うとすれば、本件判例が判示するとおり、これは本件確認団体による政治活動の自由を侵害し又は侵害するおそれがあり、また不当な制限、干渉を加える結果となりかねないばかりでなく、ひいては選挙の自由公正を害するに至るべき危険が存するものであり、むしろ選挙管理委員会の介入は禁止されているものというべきである。

イ また、本件法定ビラ2号に関し、原告らの主張する公選法違反は認められないところであるし、本件法定ビラ2号の内容自体が甚だしく公序良俗に反することが客観的に明白であり、これを公表することが条理上許されないものと解すべき特段の場合とも認められないことは明らかというべきである。

(4) したがって、市選管及び被告において、原告らが主張する対応を本件法定ビラ2号に関して行う義務は認められないものであり、市選管及び被告に違法が認められる旨の原告らの主張にはいずれも理由がない。

6 選挙人全般の自由な判断が阻害されたとは認められないこと

(1) 本件法定ビラ2号に公選法違反が認められないものであるが、本件選挙において、本件法定ビラ2号により「選挙地域内の選挙人全般がその自由な判断による投票を妨げられたような特段の事態を生じた場合」（最高裁判所昭和61年2月18日判決・集民147号61頁）とも以下のとおり認められない。

(2) 選挙人が投票を判断するにあたっては、「選挙において、選挙人が候補者の選択、投票意思の決定をする要因は、各人各様で、候補者の人格、識見、

手腕、経歴、縁故など個人的関係を重視する者もあれば、候補者の所属する政党その他の団体を重視する者もあり、また、選挙の種類、候補者の顔ぶれ、選挙運動、政治活動の状況、社会情勢等によっても異なるもの」（高松高裁昭和56年8月10日・高民集34巻3号225頁）と判示した裁判例のとおり、選挙人ごとに投票行動の選択は、複合的な要素に基づくものである。

また、本件判例は、候補者に係る虚偽の学歴を記載した選挙公報の発行によって、選挙人全般の自由な判断による投票が阻害されたとは到底考えられない旨認定しているが、本件判例の原審においても「候補者の学歴は選挙人が候補者を選択する一つの参考資料にすぎないのが通常である」（東京高裁昭和60年8月7日・判タ568号62頁）と判示されているところである。このように、複合的な判断要素の一要素につき、仮に明確な虚偽の情報が公表された場合でも、「選挙人全般の自由な判断による投票が阻害された」とは認められないものであるし、選挙無効との効果の重大性からしても、この認定は慎重に行うべきものである。

- (3)ア 本件法定ビラ2号についても、その内容を候補者の選択、投票意思の決定をする一要素として検討した選挙人が存在した可能性の検証は、投票の秘密を規定する憲法15条4項等から困難である。

選挙人は、自らの投票行動を決定するに当たっては、新聞報道や選挙運動などを通じて候補者の政見や主張などの情報を取得し、それをその自由な意志に基づき取捨選択しながら行うことが通常である。また、高松高裁判決が判示するとおり、選挙人により、候補者の人格、識見、手腕、経歴、縁故など個人的関係を重視する者もあれば、候補者の所属する政党その他の団体を重視する者もいるのであり、投票行動の決定は非定型的で、選挙人により多数の複合的要素が関与するものである。

したがって、本件法定ビラ2号の記載は、選挙人の投票行動を決定する一要素となる可能性があるものに過ぎないものである。すなわち、選挙人

が、他の多種の要素を検討せずに、本件法定ビラ2号の内容からの情報のみによって投票行動を決定するとは合理的に認められないというべきである。

イ 本件法定ビラ2号が配布ないし頒布された枚数につき、被告が本件法定ビラに係る新聞折込みに関与した広告代理店に電話にて聴き取りを行ったところ、配布枚数は3万7750枚であるとの口頭での回答は得たものである。

しかし、原告らが主張するポスティングの事実及び枚数については客観的根拠も存在せず、この方法による具体的な配布枚数は不明である。

また、新聞折り込み及びポスティングの方法により本件法定ビラ2号が配布されたとしても、これらの配布を受けた者が内容を確認せずに廃棄する場合も合理的に想定されることからすれば、本件選挙において本件法定ビラ2号の内容を確認した選挙人の数は、客観的合理的に認定することはできないものである。

ウ また、本件法定ビラ2号の内容による影響について、既に指摘したとおり、記載内容から平井候補に係る記載内容であることを類推するためには、少なくとも前提として平井候補が元逗子市長であったことを認識している必要があるというべきであるが、本件法定ビラ2号の配布を受けたもののうち、この前提を満たす選挙人の数も客観的に認定できない。

エ 本件法定ビラ2号の内容自体も、実際に発行ないし公開された新聞等の具体的記事の記載を一部省略の上引用したものであり、引用元の文中からの省略箇所及び出典元を明記もされていたものである。よって、虚偽の学歴を選挙公報に記載し発行したものの、選挙地域内の選挙人全般がその自由な判断による投票を妨げられたような特段の事態を生じた場合には該当しないとした本件判例の事例と比較した場合、記載内容自体は引用によるものであっても、虚偽ではない点で、本件法定ビラ2号から選挙人の投票行動に不当

な影響を与えるものとは認められないというべきである。

オ さらに、本件法定ビラ2号を確認した選挙人についても、その受け取り方は選挙人次第であり、本件選挙に及ぼした影響は合理的に認定できないというべきである。この点については、原告山口あずさが西東京市等の地域情報誌であるタウン通信の取材に対し、「ビラを信じて池澤さんに投票した人もいれば、『排他的だ』と反発して平井さんに入れた人もいる。『ケンカみたいで嫌だ』と保谷美智夫さんに投じた人もいたでしょう。」（甲16号証タウン通信記事2頁目）としているとおりである。

なお、原告らは、本件選挙における池沢候補と平井候補の得票数が1514票差であり、本件法定ビラ2号の影響により「選挙の結果に異動を及ぼす虞」（公選法205条1項）がある旨主張していると解される。しかし、本件法定ビラ2号の記載が、選挙人の投票行動の決定に具体的に影響をしたことも認められず、また影響を受けた選挙人が一部存在するとしても平井候補に対してのみ不利益に影響したと客観的合理的に認められないから、「選挙の結果に異動を及ぼす虞」があるとは認められないものである。

- (5) 以上のとおり、そもそも本件法定ビラ2号の内容は、選挙人が投票行動を決定するにあたり、参照しうる一要素に過ぎないものである。さらに、本件法定ビラ2号の内容を具体的に確認した選挙人の数も、本件法定ビラ2号の記載のみによって投票行動を変更した選挙人の存否及びその人数等具体的な影響もいずれも客観的合理的に認められないものである。

したがって、本件法定ビラ2号につき、本件選挙との関係において、選挙地域内の選挙人全般がその自由な判断による投票を妨げられたような特段の事態を生じた場合に該当するとは合理的に認められず、選挙の無効を求める原告らの主張に理由はないというべきである。

#### 7 本件裁決が適法なものであること

本件裁決は、本件審査の申立てを棄却したものである（乙1号証・本件裁決

書)。

本件選挙は、公選法等関係法令の規定に従い適法かつ適正に執行されているものであり、公選法205条1項の定める選挙無効原因が存在しないことは既に主張したとおりである。また、本件裁判について、公選法及び同法が準用する行政不服審査法の規定に則って適正かつ適切になされており、これを取り消すべき原因がないものである。

したがって、本件裁判が取り消されるべきとの原告の主張には、理由がないというべきである。

#### 第4 結論

以上のとおり、原告らによる、本件選挙の選挙無効を求める請求及び本件裁判の取消しを求める請求にはいずれも理由がないから、速やかに棄却されるべきである。

以上

#### 証 拠 方 法

- 1 乙1号証 本件裁判書 (写し)
- 2 乙2号証 選挙関係実例判例集 (普及版) 第17次改訂版 (抜粋) (写し)
- 3 乙3号証 本件選挙選挙録 (写し)
- 4 乙4号証 選挙時報 (抜粋) (写し)

#### 付 属 書 類

- |          |     |
|----------|-----|
| 1 訴訟委任状  | 2通  |
| 2 代理人指定書 | 1通  |
| 3 被告代表者届 | 1通  |
| 4 乙号証写し  | 各1通 |